

#### Q4-3.国際財務報告基準(IFRS)の台湾への導入について教えてください。

台湾においては現在、台湾の公開会社、金融機関等に対して台湾版 IFRS (T-IFRS) が強制適用されています。また、その他の非公開会社についても、T-IFRS の任意適用が可能となっています。T-IFRS は、基本的には IFRS の中国語翻訳版ですが、翻訳のタイミングから最新版 IFRS の基準が適用されていないことがあり、また内容に若干の調整が加えられていることから、ほんのわずかですが純粋な IFRS とは差異があります。

T-IFRS を任意適用していないその他の非公開会社については、企業会計準則 (EAS) が適用されています。EAS は、中小企業版 IFRS をベースとし、IFRS の中で複雑な処理等を排除するなどの調整が加えられたものになります。

台湾の法定決算においては、T-IFRS か EAS の適用が求められ、純粋な IFRS の適用は認められていません。